平成22年度１級管工事施工管理技術検定及び２級管工事施工管理技術検定の実施について

平成22年度１級管工事施工管理技術検定及び２級管工事施工管理技術検定の実施について、施工技術検定規則（昭和35年建設省令第17号）第３条の規定により、次のとおり公告する。

平成21年12月18日　　国土交通大臣　前原　誠司

１　受検資格

⑴　１級管工事施工管理技術検定・学科試験　次のイ、ロ、ハ、ニのいずれかに該当する者

区分	学歴又は資格		管工事施工に関する実務経験年数	
			指定学科	指定学科以外
イ	大学卒業者		卒業後３年以上	卒業後４年６ヶ月以上
	短期大学・５年制高等専門学校卒業者		卒業後５年以上	卒業後７年６ヶ月以上
	高等学校卒業者		卒業後10年以上	卒業後11年６ヶ月以上
	その他の者		15年以上	
ロ	２級合格後５年以上の者		合格後５年以上	
	２級合格後５年未満の者	高等学校卒業者	卒業後９年以上	卒業後10年６ヶ月以上
		その他の者	14年以上	
ハ	技能検定合格者		10年以上	
ニ	専任の主任技術者の実務経験が１年以上ある者	２級合格者　合格後３年以上の者	合格後１年以上の専任の主任技術者実務経験を含む３年以上	
		２級合格者　合格後３年未満の者　短期大学・５年制高等専門学校卒業者	イの区分	卒業後７年以上
		２級合格者　合格後３年未満の者　高等学校卒業者	卒業後７年以上	卒業後８年６ヶ月以上
		２級合格者　合格後３年未満の者　その他の者	12年以上	
		高等学校卒業者	卒業後８年以上	卒業後11年以上
		その他の者	13年以上	

注１）指定学科　施工技術検定規則第２条に定める学科をいう。

注２）旧学校令　大学は、旧大学令（大正７年勅令第388号）による大学、短期大学又は５年制高等専門学校は、旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校、高等学校は、旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による実業学校を含む。

注３）大臣認定者　大学若しくは短期大学と同等以上の学歴又は資格を有すると認定された者は、指定試験機関が作成する「受験の手引き」を参照のこと。

注４）技能検定合格者　職業能力開発促進法による技能検定のうち、検定職種を１級の「配管」（選択科目を建築配管作業とするものに限る）とするものに合格した者（職業能力開発促進法の一部を改正する省令（平成15年12月25日厚生労働省令180号）による改正前の一級の空気調和設備配管、給排水衛生設備配管、配管工とするものに合格した者を含む）

注５）指導監督的実務経験　上記イ、ロ、ハの実務経験年数のうち、１年以上の指導監督的実務経験年数が含まれていること。

注６）専任の主任技術者の実務経験　資格区分⑴で２級合格後３年以上の者は、合格後１年以上の専任の主任技術者の実務経験が含まれていること。

⑵　２級管工事施工管理技術検定・学科試験　次のイ、ロのいずれかに該当する者

イ．学科・実地試験

学歴又は資格	管工事施工に関する実務経験年数	
	指定学科の卒業者	指定学科以外の卒業者
大学卒業者	卒業後１年以上	卒業後１年６ヶ月以上
短期大学・５年制高等専門学校卒業者	卒業後２年以上	卒業後３年以上
高等学校卒業者	卒業後３年以上	卒業後４年６ヶ月以上
その他の者	８年以上	
技能検定合格者	４年以上	

注）技能検定合格者　職業能力開発促進法による技能検定のうち、検定職種を１級の「配管」（選択科目を建築配管作業とするものに限る）又は２級の「配管」に合格した者（職業能力開発促進法の一部を改正する省令（平成15年12月25日厚生労働省令第180号）による改正前の１級又は２級の空気調和設備配管、給排水衛生設備配管、配管工とするものに合格した者を含む）

ロ．学科試験のみ　下記のいずれかに該当する者

大学卒業者	大学の指定学科を卒業後１年以内の者又は試験日の属する年度の３月までに卒業見込みの者
短期大学・５年制高等専門学校卒業者	短期大学・５年制高等専門学校の指定学科を卒業後２年以内の者又は試験日の属する年度の３月までに卒業見込みの者
高等学校・中等教育学校卒業者	高等学校・中等教育学校の指定学科を卒業後３年以内の者又は試験日の属する年度の３月までに卒業見込みの者

⑶　１級管工事施工管理技術検定・実地試験　次のイ、ロのいずれかに該当する者

イ　当年度の１級管工事施工管理技術検定・学科試験の合格者

ロ　学科試験免除者

１）平成21年度１級管工事施工管理技術検定・学科試験の合格者

２）技術士法（昭和58年法律第25号）による第二次試験のうち技術部門を機械部門（選択科目を「流体工学」又は「熱工学」とするものに限る）、上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体工学」、「熱工学」又は上下水道部門若しくは衛生工学部門とするものに限る）とするものに合格した者で、前記⑴による１級管工事施工管理技術検定・学科試験の受験資格を有する者（技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成15年文部科学省令第36号）による改正前の第二次試験のうち技術部門を機械部門（選択科目を「流体機械」又は「冷暖房及び冷凍機械」とするものに限る）、水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体機械」、「暖冷房及び冷凍機械」又は水道部門若しくは衛生工学部門とするものに限る）とするものに合格した者を含む）

⑷　２級管工事施工管理技術検定・実地試験　次のイ、ロのいずれかに該当する者

イ　当年度の２級管工事施工管理技術検定・学科試験の受検者（ただし、⑵のロによる学科試験のみ受検者を除く。）

ロ　学科試験免除者

１）平成21年度２級管工事施工管理技術検定・学科試験の合格者